

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体等が行う行事若しくは催物又は各種団体等が発行する刊行物(以下「行事等」という。)に対し、後援の名義使用(以下「名義後援」という。)を承認することに関し必要な事項を定めるものとする。

(主催者等の範囲)

第2条 名義後援を申請することができる行事等の主催者及び責任者(以下「主催者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他法人格を有するもので公益活動を行うもの
- (3) 公共的団体又はこれらに準ずる団体(宗教団体及び政治団体を除く。)
- (4) 市民の福祉又は文化の向上、地域振興その他本市の発展に寄与しようとする市民団体
- (5) 前各号に掲げる団体のほか、市長が適当と認める団体

(平20告示223・一部改正)

(承認の要件)

第3条 名義後援を承認することのできる行事等は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 市の基本的な行政方針に合致しているもの
 - (2) 営利又は商業宣伝を主な目的としないもの
 - (3) 公序良俗に反しないものその他社会的な非難を受けるおそれのないもの
 - (4) 特定の思想若しくは信条の普及又は政治的活動を目的としていないもの
 - (5) 特定の地域又は特定の団体等一部の者を対象としないもの
 - (6) 公衆の安全及び衛生対策に十分な措置が講じられているもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
- 2 名義後援を承認することのできる行事等は、次の内容のものでなければならない。
- (1) 本市の事業の推進、普及又は啓発に寄与するもの
 - (2) 市民の生活、文化又は教養の向上に寄与するもの
 - (3) 青少年の教育又は健全育成に寄与するもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(平20告示223・一部改正)

(申請手続)

第4条 名義後援の承認を受けようとするものは、名義後援の承認を必要とする日の14日前までに、名義後援承認申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、14日前までに提出できないやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 他の文書により提出され、名義後援承認申請書に換えることが困難な場合は、提出された文書をもって名義後援承認申請書とみなすことができる。この場合において、当該文書に可否の決定に必要な事項の記載がないときは聞き取り等の方法により調査を行うものとする。

(平20告示223・全改)

(令5告示23・一部改正)

(承認等の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、名義後援承認通知書(第2号様式)、不適当と認めるときは名義後援不承認通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認を行うときは、必要に応じて条件を付することができる。

(平20告示223・一部改正)

(監督指導等)

第6条 市長は、前条の規定による承認を受けた主催者等又はその関係者が名義後援の趣旨に反する行為を行っている疑いがあるときは、現地調査等の必要な調査を行い、主催者等に対しその是正を指導するものとする。

(承認の取消し)

第7条 市長は、承認されたものが次の各号のいずれかに該当するときは、名義後援の使用承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 第3条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第5条第2項の規定により付された条件を履行しなかったとき。
- (4) 名義後援の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

(平20告示223・追加)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、名義後援の承認に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平20告示223・旧第7条線下)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の唐津市名義後援取扱要綱(平成15年唐津市告示第71号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年告示第223号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、平成20年12月1日以後に行われる名義後援の承認から適用し、同日前行われた名義後援の承認については、なお従前の例による。

附 則(令和5年告示第23号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の唐津市名義後援取扱要綱の規定は、令和5年4月1日以後に行われる名義後援の申請から適用し、同日前行われた名義後援の申請については、なお従前の例による。